別記様式第十一号㋒の備考の2中「販売業者保証票を付した年月を」を「生産（輸入）した年月又は販売業者保証票を付した年月を」に、「「販売業者保証票」を「生産（輸入）した年月」若しくは「販売業者保証票」に改め、同2に次のただし書を加える。

ただし、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産（輸入）年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。

別記様式第十一号㋓の備考の2中「販売業者保証票を付した年月を」を「生産（輸入）した年月又は販売業者保証票を付した年月を」に、「「販売業者保証票」を「生産（輸入）した年月」若しくは「販売業者保証票」に改め、同2に次のただし書を加える。

ただし、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産（輸入）年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。

別記様式第十一号㋔の備考の2中「販売業者保証票を付した年月を」を「生産した年月又は販売業者保証票を付した年月を」に、「「販売業者保証票」を「生産した年月」若しくは「販売業者保証票」に改め、同2に次のただし書を加える。

ただし、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。

別記様式第十一号㋕の備考の2中「販売業者保証票を付した年月を」を「生産した年月又は販売業者保証票を付した年月を」に、「「販売業者保証票」を「生産した年月」若しくは「販売業者保証票」に改め、同2に次のただし書を加える。

ただし、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。

別記様式第十一号㋖の備考の2中「販売業者保証票を付した年月を」を「生産した年月又は販売業者保証票を付した年月を」に、「「販売業者保証票」を「生産した年月」若しくは「販売業者保証票」に改め、同2に次のただし書を加える。

ただし、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。

別記様式第十一号㋗の備考の2中「販売業者保証票を付した年月を」を「生産した年月又は販売業者保証票を付した年月を」に、「「販売業者保証票」を「生産した年月」若しくは「販売業者保証票」に改め、同2に次のただし書を加える。

ただし、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。

附　則

この省令は、平成二十四年九月七日から施行する。

告　示

○農林水産省告示第千九百八十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三条第一項及び第二十五条ただし書（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、昭和六十一年二月二十二日農林水産省告示第二百八十四号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の一部を次のように改正し、同法第三条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十四年八月八日

農林水産大臣　郡司　彰

一の⑴の表中

く溶性りん酸 アルカリ分 可溶性けい酸 く溶性苦土	六・〇 四〇・〇 三〇・〇 一二・〇

を

く溶性りん酸 アルカリ分 可溶性けい酸 く溶性苦土	六・〇 四〇・〇 三〇・〇 一二・〇

に

「

熔成けい酸りん肥（次に掲げる肥料をいう。 一　りん鉱石に、けい石、石灰石及び塩基性のマグネシウム含有物を混合し、熔融したもの 二　一に掲げる熔成けい酸りん肥の原料にマンガン含有物又はほう酸塩を混合し、熔融したもの）	一　く溶性りん酸 アルカリ分 可溶性けい酸 く溶性苦土 二　く溶性りん酸、アルカリ分、可溶性けい酸及びく溶性苦土のほか、く溶性マンガン又はく溶性ほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか く溶性マンガンについては く溶性ほう素については	六・〇 四〇・〇 三〇・〇 一二・〇 〇・一 〇・〇五

」

一の⑵の表液体りん酸肥料の項の次に次のように加える。

熔成汚泥灰けい酸りん肥（下水道の終末処理場から生じる汚泥を焼成したものに肥料又は肥料原料を混合し、熔融したものをいう。）	く溶性りん酸 アルカリ分 可溶性けい酸 く溶性苦土	五・〇 四五・〇 三〇・〇 一二・〇

四の⑵の表混合有機質肥料の項中「はつとう米ぬか」を「発酵米ぬか」に、「若しくはよもぎかす」を「、よもぎかす若しくは動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）」に、「せき柱」を「脊柱」に改める。

五の⑴の表化成肥料の項中「熔成汚泥灰複合肥料」を削る。

五の⑵の表化成肥料の項の次に次のように加える。

混合動物排せつ物複合肥料（窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料（シリカゲル肥料に限る。）、苦土肥料、	一　窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上についてそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量 一〇・〇 二　1　窒素全量を保証するものにあつては 窒素全量　一・〇	窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率一・〇%につき 硫青酸化物　〇・〇五 ひ素　〇・〇〇二	一　く溶性りん酸、可溶性りん酸又は可溶性マンガンを保証する肥料は、化成肥料の当該欄の三又は四の規定によること。 二　動物の排せつ物（牛又は豚の排せつ物を加熱乾燥したも